

令和 3 年第 12 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和3年12月9日(木) 午後3時00分から午後3時20分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会	長	8番	大野	久男
委	員	1番	芝野	茂
		2番	長谷川	貴子
		3番	杉田	裕
		4番	小川	博
		5番	岩井	秀喜
		6番	鈴木	薫
		7番	朝倉	友子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認  
について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配  
分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 出席農地利用最適化推進委員(5名)

伊藤 保 浅倉 忠邦 中島 義晴 大塚 健男 小川 和男

---

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和3年第12回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、3番 杉田裕委員、4番 小川博委員にお願いします。

---

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

---

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1についてご説明させていただきます。

場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、酒直字七斗蒔、地目は登記簿・現況共に畑、面積は349㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う所有権の移転を目的として、農地法第5条の許可申請をしたもので、申請事由は譲受人が農家住宅を建設するため父親から譲り受けるというものでございます。

譲受人は現在、神崎町でアパート暮らしをしており、子供の成長とともに住宅建設の必要性に迫られたことから、将来を見据えて両親に相談したところ、実家の近くの農地を父親から譲り受けることができたことから、農家住宅の建設を計画したものでございます。

申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農業振興地域内の農用地区域外になり、

市街地化の傾向が著しい区域及び市街地化が見込まれる区域内の農地ではないため、第3種農地及び第2種農地（a）には該当しなく、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内の農地にあることから、第1種農地に該当すると判断いたしました。第1種農地については、原則転用許可をすることができませんが、不許可の例外規定に該当すれば許可できることとなります。今回の場合、農地法施行規則第33条第4号の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられることから、許可を受けることが可能であると判断したものでございます。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、同項第3号の申請目的実現の確実性ですが、当該事業を実施するために必要な資金については、融資先から融資を受けられることを確認し、その他事業計画書等からも問題ないと思われれます。

次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、事業用地は酒直集落内にある農地になり農用地の分断を招く恐れは無いものと考えます。また、申請地には盛土を行わず、周辺の農地などへの土砂の流出がないよう西側にはコンクリートブロックを3段積み、東側と南側にはマウントアップを施し、雨水については敷地内に浸透させる計画となっており、周辺農地への支障はないと思われれます。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○1番（芝野茂）

申請地は、酒直集落内にある農地で、現在、耕作がされていない状況でした。周辺農地への影響については、事務局から説明のとおり問題ないと思われれます。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の浅倉さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（浅倉忠邦）

問題ないと思われれます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第1号整理番号1については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号3までは農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ、議案第2号について、整理番号1から整理番号3まで一括してご説明させていただきます。

場所については、5ページから7ページまでとなります。

それでは、順次ご説明いたします。

整理番号1 農地の所在が安食字輪胴 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は19,735㎡のうち6,120㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が北辺田字向芝 地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は844㎡他2筆で1,765㎡です。

最後に整理番号3 農地の所在が押付字中 地目は登記簿・現況共に池沼、面積は109㎡他2筆で561㎡です。

内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は、それぞれ記載のとおりです。

貸付期間については、整理番号1と2が令和3年12月20日から令和13年12月19日までの10年となっており、その他は令和3年12月20日から令和21年10月21日までの17年10か月になります。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積になります。農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものでございます。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により3名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、今回については、議案第2号整理番号1から整理番号3までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○議長 (大野久男)

異議なしとのことですので、議案第2号整理番号1から整理番号3までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第2号整理番号1から整理番号3までは、原案のとおり決定しました。

---

○議長 (大野久男)

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について、を議題とし、整理番号1と整理番号2について、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長 (湯浅実)

それでは、8ページ、議案第3号について、整理番号1と整理番号2について、一括してご説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第2号 整理番号1・2と同じになり、5ページと6ページになります。

整理番号1 農地の所在が安食字輪胴 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は19,735㎡のうち6,120㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が北辺田字向芝 地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は844㎡他2筆で1,765㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は、整理番号1が10,000円、整理番号2が無償になり、期間は令和3年12月20日から令和13年12月19日までの10年となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この2件の借受人については、認定新規就農者と認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

補足になりますが、この認定新規就農者については、町が定めた基本構想に照らし、申請された青年等就農計画が適切であり、達成される見込みが確実であることから、

本年12月に認定されました。青年等就農計画制度は、将来的かつ安定的な農業経営の担い手となることが期待できる者の農業経営の開始を支援することを目的としているものでございます。就農者は、脱サラをして令和元年10月から令和3年7月まで他市の農場で農業研修を行い、独立して蓮根栽培を行う方になります。農業委員・推進委員の皆さんには、温かく見守っていただき、ご指導などをしていただけるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、この案件についても議案第3号整理番号1と整理番号2について、一括して採決を行いたいと思いましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（大野久男）

異議なしとのことですので、議案第3号整理番号1と整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号1と整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第3号整理番号3について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、9ページ、議案第3号整理番号3について、ご説明いたします。

場所については、10ページをご覧ください。

農地の所在が矢口字榎本、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は792㎡です。

内容は貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アールあたりの賃借料は1.26俵、期間は令和3年12月20日から令和11年4月21日までとなっております。既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるものでございます。今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人 千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分

を行なうものです。この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、11ページ、報告第1号整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第3号 整理番号3と同じになり、10ページになります。

整理番号1 農地の所在が矢口字榎本、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は792㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日は記載のとおりです。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和3年第12回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

---

午後3時20分閉会